

I J Uターン応援プラン要綱

2024年4月1日 実施

九州電力株式会社

1 適用条件

この I J U ターン応援プラン要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社が別に定める需給契約条件において電灯または小型機器を対象とする契約種別（以下「適用対象契約」といいます。）として電気の供給を受け、次のいずれにも該当するお客さまで、この要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 九州（福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県をいいます。）以外からこの要綱の適用を受ける需要場所への移住（転勤，進学等にとまなう転居を除きます。）であること。
- (2) この要綱の適用を受ける需要場所に，住民票を異動していること。
- (3) この要綱による契約の申込み日（当社が申込みを受け付けた日といたします。）が，電気の供給（当社以外の者からの電気の供給を含みます。）を開始した日から1年以内であること。

2 要綱の変更

- (1) 当社は，適用期間中であっても，次の場合には，この要綱を変更することがあります。この場合，お客さまとの電気料金その他の供給条件は，変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により，変更の必要が生じた場合

ハ その他，変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) (1)の場合，当社は，要綱の変更内容について，書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客さまは、(1)に定める要綱の変更に異議がある場合は、適用期間中であってもこの要綱による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約の申込み

- (1) お客さまが新たにこの要綱による契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、当社所定の様式の提出にあわせて、お客さまの住民票の写しを提出していただきます。

なお、当社が必要とする場合は、住民票の写し以外で、お客さまの氏名および移住前の住所等を証明するものを提出していただくことがあります。

- (2) この要綱による契約が消滅した場合、5（適用期間）に定める適用期間満了前であっても、同一の需要場所に対して、この要綱による契約の申込みをすることはできません。

4 契約の成立

この要綱による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的

方法等によりお客さまにお知らせいたします。

5 適 用 期 間

適用期間は、需給開始の日以降で、かつ、この要綱による契約が成立した日以降の直後の検針日からその検針日が属する月の翌年同月の検針日の前日までといたします。

6 料 金

各月の料金は、適用対象契約および2年契約割引要綱によって料金として算定された金額から次によって算定されたI J Uターン応援割引額を差し引いたものといたします。

$$\begin{aligned} \text{I J Uターン応援割引額} &= \text{適用対象契約および2年契約割引要綱に} \\ &\quad \text{よって料金として算定された金額から再} \\ &\quad \text{生可能エネルギー発電促進賦課金を差し} \\ &\quad \text{引いた金額} \\ &\quad \times 5 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

7 契 約 の 消 滅

お客さまの適用対象契約による需給契約が消滅した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約による需給契約へ変更された場合は除きます。）は、需給契約が消滅した日にこの要綱による契約が消滅したものといたします。

8 そ の 他

- (1) この要綱の契約とあわせて、すくすく赤ちゃんプラン要綱を適用する場合、5月分の料金については、6（料金）のI J Uターン応援割引額を適用いたしません。

- (2) 虚偽の申込みによりこの要綱の適用となっていることが明らかになった場合は、当社は、すでに適用した I J U ターン応援割引額と同額（以下「精算額」といいます。）を精算いたします。この場合、精算額は、原則として、虚偽の申込みが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
- (3) その他の事項については、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によるものといたします。